

令和3年度
事業計画書

社会福祉法人大野町社会福祉協議会

事業計画

[基本方針]

少子高齢化や人口減少により地域社会では、生活困窮、社会的孤立、ダブルケア、孤独死、虐待問題など、専門的な支援だけでは応じきれない複雑・多様化した課題が顕著となっています。それらを踏まえ国が示す「日本一億総活躍プラン」に基づく施策では、「支え手側」「受け手側」という関係や、世代・分野の垣根を超え、住民や地域の多様な主体が我が事としてつながることで、一人ひとりの暮らしと、生きがい・地域を共に創る社会を目指す、地域共生社会の実現に向けた体制づくりが進められています。このような情勢を背景に、本会は平成31年3月「第3期大野町地域福祉計画」と並行した「大野町地域福祉活動計画」を策定しました。町と本会は、地域福祉を目指す方向・ねらいとなる「基本理念」・「スローガン」・「重点目標」を共有し、車の両輪でもって推進していく視点に立ち基本施策を展開し、本年は中間年度の3年目を迎えます。

昨年には新型コロナウイルス感染症という予期せぬ事態が生じるなか、感染防止の観点から、外出の自粛や暮らしに新しい生活様式が浸透し、児童・高齢者・障がい者福祉事業の全般にわたり対策を図らざるを得ない状況となりました。地域福祉活動においても、往復はがきを活用した独居高齢者世帯の安否確認や、集合型から訪問活動に形を変えたサロンの開催など、コロナ禍に対応した取り組みの方法を模索しています。対策を講じた活動へと移行する過程においては、日常の何気ない見守りや、住民が互いに気にかけて関係性によるセーフティネットの重要性について、再認識する機会となりました。

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合うことでだれもが安心して暮らすことができる地域づくりの推進に向け、本計画の基本理念に即した福祉事業に取り組んでまいります。

[スローガン]

「みんなのあつたかまちづくり」

[地域福祉活動計画重点目標]

- 1 だれもが身近な地域の問題に関心を持ち「地域力」を高めるまちづくりの推進
- 2 だれもが暮らしの問題を気軽に相談できる体制の構築
- 3 だれもが安全・安心に暮らせる環境づくり

[活動内容]

法人本部拠点

1 法人運営事業

財 源：会費、寄附金、町補助金、町受託金 事業費：35,646千円

体 制：正職員2名

(1) 運営体制の強化

住民に理解、協力、信頼を得られる組織として運営体制の維持・強化を図ります。

◇職務執行体制の確保

理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会を適宜開催し、運営体制の透明性の確保と、適正な事業運営を実施します。

◇監査体制の確保

運営体制及び財務規律を強化し、適切な業務執行を行うため監事による監査を実施します。

(2) 財政基盤の強化

広報活動により社会福祉協議会の役割及び寄附金を財源とした本会の活動に対する理解者を増やし、会員の拡充や財源の確保を図ります。

◇広報委員のご協力を得て各世帯へ会費納入を依頼

一般会費 1口 500円／特別会費 1口 2,000円

◇各法人へ会費納入を依頼

法人（賛助）会費 1口 5,000円

(3) 社会福祉功績者表彰式

福祉活動に対する協力者や浄財寄附者等に感謝の意を表します。

(4) 福祉用具貸与

介護保険対象外の高齢者・身体障がい者及び一時的に福祉用具が必要な方に車いすの貸出を行います。

(5) 福祉団体等への活動支援

団体の自立的な活動を支援し、社会福祉活動及び自主運営の促進を図るため、補助金を交付します。

(6) 福祉委員活動の支援

福祉委員を委嘱し、福祉のまちづくりを推進します。

◇福祉委員委嘱式及び研修会（令和3年4月）

◇地域における福祉活動への参加と協力を依頼

◇民生委員・児童委員との福祉業務の連絡調整及び懇談会等の実施

◇各種事業及び講座への参加呼びかけ

(7) 広報活動の充実

社会福祉協議会への理解を高め、住民の福祉活動への参加を促進するため、隔月に発行する「社協だより」や、ホームページの活用により住民が迅速に必要な情報を入手できるよう取り組みます。

(8) 地域福祉活動計画に基づく福祉事業の推進

町が策定した「第3期大野町地域福祉計画」と連携を図り、課題や方向性を共有し、協働のもと計画を推進します。また、本計画策定3年目を迎え、計画に掲げる事業の進行管理や実施方法の見直しを行うため、「大野町地域福祉活動計画評価委員会」にて、計画の中間評価を行います。

2 ボランティアセンター運営事業

財 源：会費 事業費：414千円

体 制：正職員1名（兼務）

ボランティアセンターの充実促進のため、地域福祉を支える住民の福祉意識の高揚とボランティア活動への積極的な参加促進を図り、ボランティア活動を側面から支援します。

(1) 広報活動による啓発

「社協だより」にて、住民によるボランティア活動を紹介し、ボランティア活動の啓蒙を図ります。

(2) ボランティア支援

住民のボランティア活動を支援し、相談援助およびコーディネートを行います。

◇ボランティアに関する相談・登録・活動紹介

◇ボランティア団体設立の支援

◇ボランティア活動に関する問題解決と側面的支援

(3) 災害ボランティアセンターの体制整備

災害発生時に町内外からの支援ボランティアが、迅速かつ効果的に活動できるよう、災害ボランティアセンター運営に向けて体制の基盤整備を図ります。

◇災害ボランティアコーディネーター養成・スキルアップ講座の開催

◇災害ボランティアセンター実践訓練

◇災害ボランティアセンター運営資材の整備

(4) ボランティア連絡協議会との連携

ボランティア連絡協議会との連携を深め、役員会や研修会等の開催支援を行い、ボランティア団体相互の連携と情報交換を図り、ボランティア活動と地域福祉の向上に努めます。

◇ボランティア連絡協議会の運営支援

(5) 共同募金街頭募金運動への協力

ボランティア連絡協議会・町内小中学校児童生徒に福祉のふれあい広場、大野フェスタ、道の駅「パレットピアおおの」にて実施する共同募金街頭募金運動への参加協力を呼び掛けます。

(6) ボランティア活動保険加入促進

ボランティア活動希望者に対し、ボランティア活動保険の加入を勧め、加入手続きを行います。

◇ボランティア連絡協議会登録者に保険料の補助

3 生活福祉資金貸付事業

財 源：県社協受託金 事業費：353千円

低所得者世帯・障がい者世帯・高齢者世帯等に対し資金貸付相談と償還援助指導業務を行います。

4 心配ごと相談事業

財 源：会費、町補助金 事業費：222千円

福祉、生活に関すること、地域住民のあらゆる困りごとや悩みごとに対する相談事業を行います。

(1) 心配ごと相談事業

心配ごと相談所および弁護士による法律相談所を無料で開設します。

(2) 大野町社会福祉協議会結婚相談所の開設（新規）

令和3年4月より、心配ごと相談日に、ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワークと連携した「大野町社会福祉協議会結婚相談所」を開設し、町内在住者の結婚相談支援の充実を図ります。

- 相談日 ◇第1火曜日 人権相談及び結婚相談（相談員：人権擁護委員、民生委員・児童委員）
◇第2火曜日 行政相談及び結婚相談（相談員：行政相談委員、民生委員・児童委員）
◇第4火曜日 法律相談（相談員：弁護士）

5 福祉サービス利用援助事業

財 源：県社協受託金 事業費：374千円
体 制：非常勤パート2名（生活支援員専従）

日常生活自立支援事業

認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるように、利用者との契約に基づき、専門員や生活支援員と連携しながら、相談・支援に応じます。

6 生活困窮者自立相談支援事業

財 源：県社協受託金 事業費：201千円

生活困窮者の早期発見支援を、県福祉事務所・役場との連携で、包括的・継続的な支援を行なうことにより、早期自立を支援します。

7 福祉推進事業

財 源：会費、町補助金 事業費：1,557千円
体 制：正職員1名（兼務）

住民同士の共感と協働に基づき、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりに向けて、地域福祉の啓蒙や福祉活動団体等の支援に取り組みます。

(1) カフェ活動支援事業

高齢者の生きがい活動、情報収集・発信や見守りなど、住民相互の支え合いの拠点として、誰もが気軽に立ち寄れる居場所「カフェ」の立ち上げや活動を支援します。また、モデル事業として「まちcafe」の運営を支援します。

◇カフェ立ち上げ相談・支援

◇まちcafe運営支援

(2) 小地域支え合い活動推進事業

地域の居場所づくり、見守り、生活支援等、地域課題や支え合い活動について協議する懇談会等を開催し、安心して暮らし続けることができる地域の実現や福祉力の向上を図ります。

(3) 集いの場における介護予防推進事業（新規）

介護予防を活用した地域づくりとコミュニティ活動支援の拡充のため、住民主体で気軽に参加できる介護予防活動の推進を図ります。

◇サロン等の身近な集いの場での介護予防体操の提案・助言

◇運動指導者の派遣、フレイル評価および体力測定の実施

◇地域住民が主体的かつ継続的に取り組める活動の支援、活動リーダーの育成

(4) 福祉教育の推進

福祉や災害について学び・体験する機会として、夏休み期間中、小学5年生から中学3年生を対象にしたボランティアスクールや講座を開催し、子どもの福祉に対する理解や関心を高めます。

◇福祉体験講座 ボランティアスクール開催

◇福祉出前講座の実施

(5) 生活支援体制整備事業

住民相互の支え合いのまちづくりに向け町の推進組織と連携し、住民参加による生活支援体制の基盤の構築に向けたコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置します。

(6) 生活支援サービス活動団体支援事業

在宅での生活者に軽微な福祉サービスを提供する、住民参加型地域生活支援サービス活動団体の組織化及び活動定着のため、補完的な支援を実施します。令和2年4月より稼働する活動団体「くらし応援隊ちよいサポ」をモデル事業として支援することで、町内全域の支え合い活動の推進を図ります。

- ◇組織化・活動推進会議の開催
- ◇団体活動の周知支援
- ◇人材育成・確保の支援
- ◇補助金の交付

(7) 安心カード普及継続支援事業

民生委員・児童委員が主体となって実施する、緊急時の救急活動に活用される「安心カード」普及継続活動を通し、地域で見守りを必要とする方への住民による見守りネットワーク作りを支援します。

8 共同募金配分金事業

財 源：共同募金配分金、会費

体 制：正職員1名（兼務）

共同募金の配分金により地域福祉活動を実施します。

(1) 一般募金配分金事業（事業費：2,384千円）

■ 福祉のふれあい広場

「誰もがみんなボランティア～支え合いのまちづくり～」をテーマに、町の魅力を知りながら、住民同士の地域力の大切さを広く普及啓発し、住みよいまちづくりの推進と、福祉への理解の裾野を広げることを目的に開催します。

■ ふれあい食事サービス

ひとり暮らしの高齢者の方に、月一度ボランティアによる手作り弁当（ニコちゃん弁当）を届け、「食の支援」と「安否確認」を行うことで見守りと地域の支え合いを推進します（7月から9月は食中毒予防のため休止）。また、高齢者の食の支援に関する研修会を開催することで調理担当ボランティアのスキルアップを図ります。

■ バースデイ花束プレゼント

町内在住の95歳、100歳の方へご長寿祝いとして誕生日に花束をお届けします。

■ ふれあい・いきいきサロン継続事業

地域のつながり、見守りの場として期待される住民主体のサロン活動が、地域で継続していけるように講師の派遣や、情報提供を行います。

- ◇講師依頼の相談
- ◇遊具・衛生管理用品等の貸出
- ◇代表者交流会の開催

■ 社協だより

社会福祉協議会への理解を高め、住民の福祉活動への参加を促進するため、隔月で「社協だより」を発行します。

■ ふれあい・いきいきサロン支援事業

「ふれあい・いきいきサロン」の立ち上げを目的として、サロン未設置の地域に出向いた協議や、既設サロンへの見学、活動プログラムの提案等の支援を行います。

◇サロン立ち上げ相談・支援

◇貸出遊具等の整備

■ 安心・安全のまちづくり活動支援事業

災害に対するボランティア活動を支援する為、赤い羽根共同募金を活用し、災害ボランティアセンターの体制の整備を行います。

◇災害ボランティアの人材育成及び災害ボランティアセンター運営資材の整備

(2) 歳末たすけあい募金配分金事業 (事業費：1,536千円)

■ 在宅援護事業

新たな年を迎える時期に支援を必要とする方や福祉施設へ見舞金品の配布を行います。

■ 高齢者交流事業

民生委員・児童委員、福祉委員が中心となり、ひとり暮らしの高齢者を招待し食事会を開催することで、地域全体で高齢者の把握と支援を考えるきっかけづくりや、民生委員・児童委員と福祉委員の連携強化につなげます。

■ 障がい者交流事業

信頼関係の醸成やつながりの構築を図り、障がい者の安心した生活を促進するため、交流会主催者への助成・支援を行います。

◇視覚障がい者と音訳ボランティア「音訳の会そよかぜ」との親睦交流会

高齢者支援拠点

9 介護事業

財源：介護保険事業収入、障害福祉サービス事業収入、町受託金

体制：正職員3名、嘱託・パート職員5名

介護を必要とする高齢者等への福祉サービスの提供を実施します。

(1) 訪問介護事業

■ 訪問介護事業 (事業費：17,217千円)

高齢者宅へ介護員が訪問し、在宅のまま自立した日常生活ができるよう、生活に必要な食事・掃除などの援助や、排泄、入浴など介護サービスを提供することで、住み慣れた自宅での暮らしの支援を行います。また、利用者の状態変化を関係機関へ連絡、相談し早期に対応します。

■ 障害福祉サービス事業 (事業費：2,891千円)

ア 居宅介護・重度訪問介護サービス

障がい者宅へ介護員が訪問し、生活に必要な食事・掃除などの援助や、排泄、入浴など介護サービスを提供すると共に、生活に関する相談や助言など生活全般にわたる援助を行うことで、住み慣れた自宅での暮らしの支援を行います。

イ 移動支援サービス

障がい者が日常生活を営めるよう、社会生活上で必要不可欠な買い物等の外出や、余暇活動及びその他の社会参加のための外出の際に、介護員が同伴し移動に伴う介護や、その他の必要な支援を行います。

■ 軽度生活援助事業（事業費：168千円）

在宅のひとり暮らし高齢者に対して、軽易な日常生活上の援助（買い物・掃除等）を行うことにより自立した日常生活の継続を可能にし、住み慣れた自宅での暮らしの支援を行います。

(2) 居宅介護支援事業（事業費：16,688千円）

介護サービスや福祉用具、介護用品の利用を希望される方の心身の状況、環境、家族の希望、相談などを考慮した介護支援計画を作成し、サービス利用に必要な手続きの代行、その他、介護施設との連絡調整などを行います。

障がい者支援拠点

10 障がい者支援事業

財 源：障害福祉サービス事業収入、就労支援事業収入、町受託金
体 制：正職員4名、嘱託・パート職員6名

障がい者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、利用者の個性と障害特性を尊重した福祉サービスの提供を行います。

(1) 障害者虐待防止委員会の設置

虐待防止委員会の設置と責任者の配置および研修を行うことで、職員の意識を高め障害者虐待防止の更なる推進を図ります。

(2) 就労継続支援事業（就労支援センターもみじの里）

■ 本部事業（事業費：20,585千円）

一般企業での就労が困難な障がい者に対し、生産活動を中心とした活動の機会を提供し、作業訓練及び日常生活などの支援等を行います。

就労支援	生産活動を中心に、知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援
個別支援計画	定期的な面談を実施し、利用者のニーズに沿った計画の作成、支援
生活支援	利用者の心身の健康状態の把握・相談、課題の解決への取組み 就労後の職業生活における相談等の職場定着のための支援
社会参加支援	余暇活動を通して、社会性の獲得や豊かな生活作りに繋がるような支援

■ 受託事業（企業からの下請け作業）（事業費：1,549千円）

◇ゴム部品の二次加工、紙袋の二次加工、箱折り、箱詰め、袋詰め、シール貼り、茶の実の選別

◇コインランドリー清掃

◇まち cafe 接客(毎週木曜日)

■ 自主製品販売事業（事業費：1,195千円）

ボカシ、手作り小物（編み物、木工製品、縫製小物等）の製作、販売所・各種バザー・イベントでの販売。それぞれの収益を利用者の工賃として支払い、工賃額の向上を目指します。

(3) 相談支援事業（障がい者相談支援事業所もみじ）

■ 一般相談支援事業（事業費：4,451千円）

<基本相談支援>

障がいのある方やその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を行います。

<地域移行支援>

障がい者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方等が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、関係機関と連携し、住居の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他必要な支援を行います。

<地域定着支援>

障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に、地域生活を継続していく為の支援を行います。

■ 特定相談支援事業（事業費：2,848千円）

障がいのある方が抱える課題の解決や適切な障がい福祉サービスの利用に向けて、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)や、サービス担当者会議を行います。また、障がい者総合支援推進会議や研修会に参加し、相談支援専門員としての質の向上に努めると共に関係機関との連携を図り、より良いケアマネジメントを行います。

■ 障害児相談支援事業（事業費：4,105千円）

障がいのある児童や発達の遅れがみられる児童が障害児通所支援（放課後等デイサービスや児童発達支援等）の利用に向けて、障害児支援利用計画の作成及び支給決定後の障害児支援利用計画の見直し(モニタリング)や、それに伴う関係者への連絡調整・サービス担当者会議を行います。また、行政、医療機関、教育機関等とも連携し、地域での支援体制基盤を構築していきます。

子育て支援拠点

11 東さくらこども園事業

財 源：保育事業収入、町補助金事業収入

体 制：正職員12名、パート職員20名

「幼保連携型認定こども園」において教育・保育を必要とする子どもを預かり、家庭や地域での生活を含め園児の生活全体が豊かになるものとなるよう努めます。また、子育て支援センターにおいては保護者同士の交流の機会の提供や、情報提供等保護者に対する様々な子育て支援を行い「親子が共に育つ」環境作りを行います。さらに、教育・保育の質の向上を図るため、自己評価を行い専門性の向上に努めます。

(1) 東さくらこども園事業（事業費：134,479千円）

認定こども園法に基づき、「生きる力を育む教育・保育～自己決定の出来る子に」を基本理念として、入所する子の最善の利益を考慮して、就学前の人間形成の中で一番大切な時に、自ら考え行動できる自己決定力の育成と尊重により、教育・保育を行なっていきます。

(特別保育)

延長保育	午前7時～午後7時までの延長保育
低年齢児保育	生後3ヶ月からの保育
障がい児保育	障がいのある子どもに適した保育
一時的保育	保護者の傷病等による緊急時の一時的な保育
英語教育	楽しみながら英語に親しむ教育
体操教育	色々な運動遊びを楽しむ中から体と心を強くする教育
情操教育	わらべうた遊びなど伝承を用いた情緒を豊かにする教育

(2) 子育て支援センター事業（事業費：8,279千円）

子育て支援センターでは、乳幼児を持つ親が安心して相談できる場づくりを行うと共に、親の孤立感を和らげ、育児不安や育児負担の軽減を図るため、子育ての情報提供、公民館等への出前保育、親子で触れ合える各教室を行い、安心して子育てができるよう推進をします。

わくわく教室	年齢にあった体操や遊びを楽しむ教室（0.1.2歳児の年齢別）
すくすく教室	行事の遊びや体操など、親子への遊びの提供またはヨガなど母親のリフレッシュを目的とする活動
のびのび教室	講師などを招いて、英語教室やドレミ遊び、発育測定の際の育児相談
プレママ教室	助産師を招き、妊婦又は出産後の母親向けの教室
出前教室	公民館や町内の公園など園外での遊びの提供
園庭開放	毎日の遊びの場の提供（親子で自由に遊んでもらう）
育児相談	子育てについての不安や悩みの相談を受付ける
サークル活動	子育て中の親子のコミュニケーションの場の提供
子育てサロン	母親だけでなく父親の参加を目的とする年1回サロン
子育て通信	毎月1回の活動計画や子育て情報を掲載した「にこにこひろば」の発行
メール配信	携帯メールを利用しての子育てに関する情報を提供

12 その他の事業

(1) 岐阜県共同募金会事業

地域福祉活動の財源確保のため、大野町分会として積極的に共同募金運動を行います。

(2) 日本赤十字社事業

日本赤十字社事業への協力と大野町分区の活動のため、住民に社資を募集します。

(3) 災害義援金募集事業

国内・外で起こった災害支援のため、募金の受付業務を行います。

(4) 大野町戦没者追悼式

大野町遺族会との共催で、戦没者の追悼式を開催します。